

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて

日々、地域医療の確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

返戻再請求および再審査申出のオンライン化については、令和 5 年 3 月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨、「オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および保険者による再審査申出のオンライン化等について」(令和 4 年 10 月 4 日付日医発第 1325 号 (保険))にて、その後、オンライン請求医療機関等又は保険者がオンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わない場合など、「やむを得ない場合の必要な対応」(経過措置)について、当該医療機関等又は保険者が個別に審査支払機関に届出を行ったうえ、引き続き、紙媒体による返戻再請求又は再審査申出ができる旨、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(令和 5 年 1 月 25 日付日医発第 2001 号 (保険))により、ご案内申し上げたところであります。

その際、令和 6 年 9 月末に紙返戻及び「やむを得ない場合の必要な対応」を廃止することをあわせてご連絡申し上げているところであります。

今般、上記ご案内のとおり、オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについて、令和 6 年 10 月以降、郵送での送付を終了することとし、これに伴い、現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局については、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用いて返戻再請求をする必要がありますので、代行請求機関との間で、レセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約内容等について、事前によくご相談いただき、ご準備いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における返戻再請求等
に係る取扱いについて (協力依頼)

(令和 6 年 3 月 8 日 事務連絡 厚生労働省保険局医療介護連携政策課)



事務連絡
令和6年3月8日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（郵送）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付しているところですが、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発0123第1号）においてお示ししているとおり、令和6年10月以降は、郵送での送付を終了することとしています。

これに伴い、現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局については、令和6年10月以降、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用いて返戻再請求を実施できるよう、代行請求機関との間で、レセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、事前によく相談し、ご準備いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの郵送に伴う紛失等のリスクを回避するなどのメリットがあるため、この際に、オンライン請求の開始も積極的に検討いただきますようお願いいたします。

上記の内容について、別添のとおり医療機関・薬局向けの資料を作成するとともに、今般、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）・後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）、地方厚生（支）局宛てに通知しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

別添

事務連絡
令和6年3月8日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部局 御中
後期高齢者医療主管課（部）
地方厚生（支）局

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における
返戻再請求等に係る取扱いについて

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（郵送）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付しているところですが、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発0123第1号）においてお示ししているとおり、令和6年10月以降は、郵送での送付を終了することとしています。

これに伴い、現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局については、令和6年10月以降、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用いて返戻再請求を実施できるよう、代行請求機関との間で、レセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、事前によく相談し、準備していただくことが望ましいです。

なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの郵送に伴う紛失等のリスクを回避するなどのメリットがあるため、この際に、オンライン請求の開始も積極的に検討いただきたいと考えています。

上記の内容について、別添のとおり医療機関・薬局向けの資料を作成しましたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用について遺憾なきよう、お願いいたします。

